

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月19日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村※1	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	
	くさそてつ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	
雜穀	大豆	南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、桑折町、森林管理署251林班の一部、252林班から270林班まで、283林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、桑折町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬沢、常葉町山根田、常葉町山根並びに市内有林福島林森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、252林班から270林班まで、283林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字芋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、桑折町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※4 アイヌ、アカガレイ、アカシヒラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソイナメ、キツネメバル、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケウツララ、スズキ、ナガツナ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ウボウザ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月終末満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月19日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	
水産物	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれららの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、 那須烏山市 、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。.
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月月末未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月19日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月19日現在

福島県		出荷制限
大豆	H24.11.15～: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	
	H23.11.17～: 福島市(旧小野村の区域に限る。)、伊達市(旧小野村及び旧月新町の区域に限る。)	
米 (平成23年産)	H23.11.20～: 伊達市(旧小野村の区域に限る。) H23.12.5～: 常葉町(福島県町の区域に限る。) H23.12.8～: 二本松市(福島県町の区域に限る。) H23.12.9～: 伊達市(旧小野村及び旧高木村の区域に限る。) H23.12.19～: 伊達市(旧小野村の区域に限る。) H24.1.4～: 伊達市(旧小野村の区域に限る。)	
	福島県第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町横瀬、船引町中山字小坂及び字下鳥沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内領有林福島森林管理署251林班の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字吹屋神、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内領有林福島森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2121林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(感利、小倉寺及び旧向合台駅除く。)、旧平田村、旧庭澤村、旧田野村、旧余目村、旧川崎村、西及びひ沼郷(内に限る。)、旧猪苗田町(露山町山野川に限る。)、旧保原村(保原町下、松橋川原、川向及びノゾノ谷に限る。)、旧平田村、西及びひ沼郷(内に限る。)、旧猪苗田町(露山町山野川に限る。)、旧猪苗田町(猪苗田町月館(保原下、松橋川原、川向及びノゾノ谷に限る。)、西沼郷(内に限る。)、旧石井村、旧石井村(猪苗田町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧沈川村(沈川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木村村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村(岩代町)及び旧木田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧木宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧鰐合村の区域に限る。)及び鹽見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
穀類	H24.4.5～: 須賀川市(旧西森村の区域に限る。) H24.10.20～: 須賀川市(旧西森村の区域に限る。) H24.11.5～: 大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H24.11.5～: 郡山市(旧富久山町の区域に限る。) H24.11.5～: 岩瀬町(旧岩瀬町の区域に限る。) H24.11.5～: 福島市(旧水原村の区域に限る。) H24.11.15～: 三春町(旧沢村の区域に限る。) H24.11.19～: H24.6.22解除: 全域	
米 (平成24年産)	H23.6.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(綾川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。) H24.3.29～: 木田川(支流を含む。) H24.4.5～: 錦川(支流を含む。) H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし錦川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.6.7～: 福島県内の久慈川(支流を含む。) H23.6.17～: 真野川(支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.3.29～: 秋本湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(綾川との合流点から上流部分に限る。) H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川(支流を含む。ただし錦川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。) H24.5.24～: 福島県内の久慈川のうち連絡ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。) H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。) H24.4.12～: 錦川(支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(綾川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.5.31～H24.9.19解除: 館岩川(支流を含む。)	
水産物	H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社川越電気の支流及び門戸ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(綾川との合流点から上流の部分に限る。) H24.6.10～: 福島県内の阿賀川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社川越電気の支流及び門戸ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(綾川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。) H24.4.12～: 錦川(支流に限る。) H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(綾川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。) H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社川越電気の支流及び門戸ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(綾川との合流点から上流の部分に限る。) H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	
イカナゴの稚魚		
ヤマメ(養殖を除く。)		
ウグイ		
ウナギ		
アユ(養殖を除く。)		
イワナ(養殖を除く。)		
コイ(養殖を除く。)		
フナ(養殖を除く。)		
アイナメ		
アラカリ		
アシジタビラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
シガレイ		
ウツメハル		
ウツメハラ		
エニイソニアイナメ		
キヌメハル		
クロウンジンタ		
クロソイ		
クロダイ		
ケムシカジカ		
コモンカスベ		
サンラマス		
サプロウ		
シロメハル		
ストウダラ		
ススキ		
ニベ		
ヌカレイ		
バハカリ		
ヒカンフ		
ヒラメ		
ホタルボウ		
ホンガレイ		
マナコ		
マガレイ		
マコガレイ		
マコチ		
マグラ		
ムンガレイ		
ムライ		
メイタガレイ		
ピノスガイ		
キタムラサキウニ		
ナガヅカ	H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)	
マツカワ		
ホシザメ	H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)	
ショウサイフグ	H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)	
牛の肉	H23.7.19～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。) H23.8.25～: 郡上市、喜多方市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、東吾村、飯館村	
イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、喜多方市、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、東吾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村	
肉	H23.12.2～: 郡上市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、須倉町、塙町、天栄村、玉川村、平松町、矢吹町、矢祭町、境町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、銚子村 H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、郡上市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、矢祭町、境町、天栄村、玉川村、平松町、矢吹町、矢祭町、境町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、銚子村 H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、磐梯山村	
クマの肉	H24.11.13～: 全域	
ヤマドリの肉		

* ()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月19日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24~: 十和田市、南上市 H24.10.30~: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森東通村尻屋燈台と北海道函館市恵山燈台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも灯塔表神崎灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ(露地栽培)	H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.4.13~: 鹿角市、田代市、住田町
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20~: 大船渡市 H24.5.1~: 一関市、紫石町、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7~: 釜石市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町
	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.23~: 鹿角市、田代市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.2~: 一関市、鶴賀高田市、平泉町
	せり(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、紫石町、奥州市
	せんまい	H24.10.29~: 一関市、奥州市、金ヶ崎町
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.10~: 長岡村、花巻市 H24.5.14~: 花巻市 H24.5.15~: 築石市 H24.5.18~: 住田町
	こあぶら	H24.5.15~: 一関市、奥州市
	マダラ	H24.5.15~: 一関市、奥州市
	ウダイ(養殖を除く。)	H24.5.8~: 鶴井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。)最大高潮時海岸線上青森県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
穀類	ソバ	H24.11.13~: 鹤井川(田泽米村の区域に限る。)、一関市(田泽米町の区域に限る。)
水産物	スズキ	H24.2.25~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワシ(養殖を除く。)	H24.5.8~: 鶴井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。)
	ウダイ	H24.5.11~: 石巻市(大河内川の上流、石巻ダムの上流及び平塚ダムの上流を除く。) H24.6.12~: 鶴仙川(支流を含む。)
	牛の肉	H24.8.1~: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	肉の肉	H24.9.10~: 金城
	シラの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~: 金城
	ゼンマイ	
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.6.29~: 桥本郡
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.18~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.4.1~: 仙台市 H24.4.5~: 伊達市 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 瑞穂市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~: 大崎市 H24.4.27~: 東松島市、栗原市 H24.4.27~: 仙台市、名取市、加茂町 H24.4.28~: 大崎市、大和町、喜多方市 H24.5.9~: 色麻郡 H24.5.10~: ベッケン町 H24.5.18~: 大衡村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 荒原郡、大崎市 H24.4.27~: 大崎市、黒川郡
	くさそて(ごごみ)	H24.5.8~: 加茂郡、黒川郡
	こしあぶら	H24.5.7~: 黒川郡、黒川町 H24.5.8~: 大崎市、南三陸町 H24.5.11~: 黒川郡、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
	せんまい	H24.5.17~: 大崎市
	ソバ	H24.11.16~: 荒原郡(田舎村の区域に限る。)
	クロダイ	H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市仙台半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.6~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市仙台半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市仙台半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手県宮城県界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2~H24.6.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)
	ヒガシフグ	H24.5.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市仙台半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セガダムの上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14~: 大曾川の大曾川より上流(支流を含む。)及び名取川の萩原大橋の上流(支流を含む。)
	ウダイ	H24.5.24~: 三浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び荒川及びその支流並びに荒川4号発電の上流を除く。) H24.5.29~: 江合川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)
	カジカ	H24.6.22~: 二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び石巻川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)
	ヒラメ	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セガダムの上流を除く。)
	マダラ	H24.5.18~: 宮城県内の大川(支流を含む。)
	ヒガシフグ	H24.5.2~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	ヤマメ(肉)	H24.5.2~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.10~: 郡解除: 全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25~: 全県
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10~: 全県
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全県
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全県(下記の地點を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市
	カボナ	H23.3.21~4.17解除: 全県
	ハセリ	H23.3.23~4.17解除: 全県
	タケノコ	H24.4.12~: 石岡市、笠間市、取手市、安房市、猿島郡、利根郡 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、東茨城郡
	原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.28~: 北茨城市、大洗町 H23.10.14~: 上浦町、行方市、鉾田市、小美玉市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.19~: 首都圏新都市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、墨俣郡
	こあぶら	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 安珂郡
	イグサレイ	H24.7.2~: 日立市、常総市、大洗町(野のものに限る。)
	スズキ	H24.7.3~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シメバル	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ニベ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H24.6.30解除: 北緯36度38分以北の我が国施設的經濟水域内経緯、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コニカルスペ	H24.6.1~: 最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線、我が国施設的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県石岡市界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメカラマズ(養殖を除く。)	H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北浦及び利根運河及びこれらに接する河川並びに利根運河
	ギンノツ	H24.4.17~: 鹿ヶ谷、北浦及び利根運河及びこれらに接する河川並びに利根運河(運河)及び利根運河(運河)を除く。)
	ウダイ	H24.6.2~: 鹿ヶ谷、北浦及び利根運河及びこれらに接する河川並びに利根運河(運河)及び利根運河(運河)を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.21~: 郡解除: (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
		H23.6.2~: 岩槻地区
		H23.6.2~10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町
		H23.6.2~H24.4.9解除: 大字町
		H23.6.2~H24.5.23解除: 常総大田市、常陸大宮市
		H23.6.2~H24.6.30解除: 石岡市、那珂市、城里町
		H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市
		H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市
		H23.6.2~H24.10.26解除: 日立市
		H23.6.2~H24.10.35解除: 茨城町
		H23.6.2~H24.11.11解除: つくば市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

I

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月19日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.6.9～: 天栄村 H24.6.15～: 那須塩原市 H24.6.20～: 大田原市 H24.6.10～12～: 那須烏山市 H24.6.12～: 那須烏山市 タケノコ	
タケノコ	H24.6.9～: 天栄村 H24.6.13～: 天栄村 H24.6.21～: 那須塩原市、矢板市 H24.6.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.6.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.6.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.6.13～: 鹿沼市、壬生町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.6.10～: 那須塩原市、矢板市 H24.6.10～: 天栄村、那須町 H24.6.12～: 大田原市 H24.6.20～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.6.10～: 那須塩原市、矢板市 H24.6.10～: 天栄村、那須町 H24.6.12～: 大田原市 H24.6.20～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町	
野菜類	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.9～: 壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.6.10～: 那須塩原市、日光市 H24.6.10～: 天栄村、那須町 H24.6.12～: 那須町 H24.6.11.2～: 鹿沼市 H24.6.11.8～: 壬生町 H24.6.11.9～: 那須塩原市 くさつて(ごごみ)(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町 H24.6.2～: 那須塩原市
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.6.7～: 宇都宮市、那須塩原市、佐野市、塙谷町、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.6.15～: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.6.1～: 鹿沼市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.6.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.6.27～: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.6.27～: 那須町	
わらひ(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.6.14～: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.6.1～: 那須塩原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イノブ(養殖を除く。) ウグイ(養殖を除く。)	H24.6.10～: 那須川内の荒島川のうち日光市見尾町内の区間(支流を含む。)ただし、塙谷川との合流点から下流の部分に限る。 H24.6.10～: 佐野市(支流を含む。) H24.6.20～: 那須川内の荒島川のうち日光市見尾町内の区間(支流を含む。) H24.6.7～: 那須川(支流を含む。)及び細木馬内地の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
牛の肉	H23.6.2～: 金城	
肉	イノシシの肉	H23.1.2.2～: 金城 H23.12.5～部解除: 金城の定められた出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他	茶	H23.6.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域 H24.6.28～: 鹿沼市、東吾妻町、塙谷村 H24.6.10～: 高山村 H24.6.10～: 長野原町 H24.6.23～: 長野原町 H24.6.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) イワナ(養殖を除く。)	H24.6.10～: 那須川内の荒島川のうち日光市見尾町内の区間(支流を含む。)ただし、塙谷川との合流点から下流の部分に限る。 H24.6.10～: 佐野市(支流を含む。) H24.6.20～: 那須川内の荒島川のうち日光市見尾町内の区間(支流を含む。)及び細木馬内地の那須川のうち武蔵川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塙谷ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
その他	茶	H24.6.30～H24.5.28解除: 桐生市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、幸手町 H24.10.29～: 上野が丘町 H24.11.5～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ ショウギク、チングンサイ、サンチュ ハセリ セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 旭市 H23.4.4～4.22解除: 旭市 H23.4.4～4.22解除: 旭市
水産物	タケノコ 原木シタケ(露地栽培)	H24.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.8～: 美浜子市、米町 H24.4.11～: 旭市、白井市、八千代市 H24.4.11～: 木更津市 H24.4.18～: 鹿島市 H23.10.11～: 鹿島子町、香取市 H23.11.18～: 鹿嶺市 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.11.14～: 幸手町 H24.5.19～: 山武市 H24.11.14～: 幸手町
水産物	ギンブナ	H24.7.18～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～: 金城
その他	茶	H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 桐生市 H23.6.2～H24.5.25解除: 8大街市 H23.6.2～H24.5.26解除: 野田市、富里市、山武市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.8.23～10.26解除: 相模原市 H23.8.23～10.26解除: 中郡市 H23.8.2～11.10解除: 小田原市 H23.8.2～11.10解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除: 清水原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び南島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿児町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料 3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品安全に関する規制の実績: 平成24年11月19日現在

福島県		規制範囲
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、鶴林坂村 非耕性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、石川町、喜多方市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～11.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、湯川村、昭和村、鶴林坂村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 結球性葉菜類(キャベツ等)
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、下郷町、只見町、大玉村、白河市、矢吹町、磐梯村、喜祭町、堺町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、只見町、西郷村、泉崎村、中島村、飯川村
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 アブナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、北塙原村、西会津町、会津美里町、金島郡、柳津町、三島町、金山町、沼沢村、南会津町、下郷町、鶴林坂村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字吹屋畔)
野菜	原木しいたけ(露地)	H23.4.13～: 鏡石町
		H23.4.16～: 鏡石町(※新規開拓に属する新生キノコに限る)
		H23.8.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
		H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	水産物	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猪苗代町、喜多方町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
肉	イノシシの肉	H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 ※ は新規開拓の対象